

手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月一三日政令第四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第五条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	法律（平成二十八年法律第八十九号）及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	株式会社日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十号）
国立法人	国立法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人法（平成十九年法律第十九号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十号）
日本司法支援センター	日本司法支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第一百九号）
放送大学学園	放送大学学園法（昭和四十八年法律第五十三号）
農水産業協同組合貯金保険法	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十五年法律第五十六号）
農水産業協同組合貯金保険法	農水産業協同組合貯金保険法（平成十四年法律第一百五十六号）

預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
--------	----------------------